

令和8年度事業所健康づくり支援事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

高知県では、全国に比べて働きざかり世代の男性の死亡率が高く、死亡原因の約5割を、がん、脳卒中、心疾患等の生活習慣病が占める。その改善を目指し、職場と連携した具体的な取組を実践することで、働きざかり世代の健康づくりを推進するとともに、職場における健康づくりのさらなる機運の醸成を図る。

2 委託業務の内容

- 高知県の働きざかり世代の男性における脳卒中、心疾患等生活習慣病による死亡率改善の一つとして、糖尿病、高血糖に至ることを予防する必要がある。
- 高血糖や高血圧は、運動不足などの生活習慣や肥満等がリスクの1つと考えられている。
- 高知県男性のBMI（身長と体重によって「肥満」や「やせ」を判断）の平均値は全国で一番高く、その平均値は24.9（令和6年国民健康・栄養調査）である。（25.0以上は肥満判定）
- 高知県の1日あたりの平均歩数は男女ともに全国下位である（令和6年国民健康・栄養調査：高知県男性8,074歩／全国男性8,564歩、高知県女性7,176歩／全国女性7,291歩）。
- このため、働きざかり世代に届きやすいようにイベントを開催するとともに、「日本一男性が太っている県」であることを県民に周知啓発することで、個人のウォーキング（運動）の習慣化や普通体重を目指した生活習慣の改善を促し、職場における健康づくりの機運醸成を図る。

※こうした取組を事業者等と連携して実施していくため、高知家健康会議生活習慣病対策部会（以下「部会」という。）を設置し、事業を推進している。

このため、委託業務受託者は、部会に事務局として参加すること。
- 実施にあたっては、以下の各号を要件とする。

（1）イベント実施業務

目的	働きざかり世代が参加しやすいイベントを企画・実施することで、個人の運動習慣や生活習慣の改善、定着を促進するとともに、職場における健康づくりへの関心と取組の活性化を図る。
業務内容	・イベントの企画・開催及び参加者増加のための周知広報を実施すること。 ・イベントは、高知家健康パスポート（以下、「アプリ」という）を活用し、運動習慣等より良い生活習慣の定着を図るものとする。 ・ウォーキングイベント前後での体重及び血圧への効果を検証するため、エントリー時、ウォーキング期間中及び終了後にレコ活を組み合わせること。 ※レコ活：血圧・体重をアプリ内で各個人で記録（入力）する活動 ・イベント名称を新たに提案し、県保健政策課と協議のうえ、決定すること。※（参考）令和6、7年度の名称：高知家ウォーキングチャレンジ ・イベントは、運動のきっかけづくりや運動習慣等の定着を目指す内容とし、他者と競いあうものとならないよう工夫すること。また、多くの働きざかり世代が参加できるよう、取り組みやすい内容とすること。 ・イベント開催により、高知県が「日本一男性が太っている県」であるこ

	とや歩数が全国的に下位であること等を県民や職場に認識してもらい、より良い生活習慣の定着を促し、職場における健康づくりの機運の醸成を図る。 ・小規模事業者や個人事業主を含む多くの職場が参加しやすいイベントとすること。 ・イベントを盛り上げる仕掛けを設けるなど、参加者が途中離脱しない内容とすること。 ・インセンティブとしてデジタルギフトを手配し、イベント開催後に対象者に対して送付すること。（当選通知の作成・送付も含む） ※インセンティブ送付にあたってアプリ内の機能も活用可。
開催時期、期間及び回数	○イベントは期間限定（12月2日～1月末までの期間のうち概ね1か月）で、開催は1回（ウォーキング＋レコ活）とし、効果的に開催できる期間を設定すること。
賞品内容	○購入する賞品（デジタルギフト）総額は概ね600千円とする。 ※受託者における独自提案により企業協賛を獲得する場合、協賛を受ける費用は上記には含まないものとする。
賞品管理	○送付期限は、イベント終了後概ね1か月とする。 ※未着送付物が出た場合、その処理の対応をすること。 ※受託者における独自提案により企業協賛等で物品の提供を受けた場合は、送付に係る梱包、ラベル作成、送り状（1個口あたり1枚）印刷、送料等の費用を全て含むこと。
高知家健康パスポートについて	○高知家健康パスポートは、スマートフォンアプリである。 ○アプリ機能（利用者ができること）について ・所持してウォーキングするだけで歩数のカウント、表示及び記録が可能。 ・体重・血圧を記録する機能があり、体重の増減及び血圧の変動を利用者が随時確認することが可能。 ・グループ作成を、利用者が個々にパスポート内で設定することが可能。 ○アプリの台帳システム機能（運営側ができること）について ・データベースから参加者のエントリー状況（グループ番号、グループ名、人数等）や、活動状況（歩数や体重・血圧の記録の有無）の確認が可能。 ○アプリを活用したイベントの周知（バナー掲載やお知らせ通知）も可能。 活用においては、アプリ仕様に基づき、バナー・ヘッダー画像の作成や通知内容は受託者が作成し、県と協議のうえ発信する。 ○アプリの運用及び保守業務は、別途県が委託する株式会社フォアフロントテクノロジーにおいて行っているため、アプリ仕様の大幅な改修が必要な提案は不可。事前に同社と十分に協議し、軽微な仕様変更で実施可能な内容とすること。 （参考）高知家健康パスポートアプリについて https://www.health-pass.pref.kochi.lg.jp/

(2) 職場の健康づくりに関する効果的なプロモーション業務

目的	開催するイベント情報等に関して、効果的なプロモーションを行うことで、イベント参加者及び健康づくりに取り組む職場を増やすとともに、職場の健康づくりの取り組みを推進する。
業務内容	○イベント情報等を掲載するため、ランディングページを制作し、運用すること。 ＜ランディングページに掲載する内容例＞ ・イベントを開催する背景、目的及びイベント内容・ルール等 ・協賛企業名（受託者における独自提案により協賛が獲得できた場合で、希望があった者のみ） ・職場の健康づくりの取組を促進するサービス等（※１） ・関連する県事業のWEBサイト（※２） （※１）従業員の福利厚生や健康づくりに寄与する民間サービスや、企業が実施する従業員の健康づくりに関する優良な取組事例等 （※２）高知家健康チャレンジ (https://kochi-kenkochallenge.jp/) 高知家健康パスポート (https://www.health-pass.pref.kochi.lg.jp/) ○その他、県保健政策課と協議のうえ必要と認められる事項 ○県内経済団体等と連携し、イベントの開催情報等を周知すること。また、文書やメール等によりイベントを案内し、参加を促すこと（通知の作成を含む）。郵送する場合は、送付に係る梱包、ラベル作成、通知作成、印刷、送料等を全て含むこと。加えて、前年度までのエントリー状況を踏まえ、事業所の代表者や安全衛生担当者等に、電話や対面等により、イベント案内及び参加勧奨すること。 ○上記のプロモーションに必要な資材及びコンテンツを制作すること。
時期	○ランディングページは、イベント開催前に制作することとし、掲載する内容に応じて、順次更新していくこととする。 ○県内経済団体等と連携した周知啓発は、イベント開催前から実施していくこととする。

(3) その他の業務

- ①本仕様書に定める業務における問合せを、本事業の事務局として一元的に受け付け、対応する窓口を開設すること。
 - ・問合せ用の電話番号、E-mail アドレスを準備すること。
 - ・問合せに対する回答が不明な場合は県に確認すること。
 - ・問合せ及び回答内容を一覧にまとめ、年度末に県に提出すること。
- ②働きざかり世代の健康づくりに関する意識向上や職場における健康づくりの機運醸成の成果について、県民及び事業所等へのアンケート等により事業評価を行うこと。
事業評価においては、レコ活による血圧及び体重やBMI 等、本イベントで回収できるデータ及びアンケート結果をグラフ化等によりわかりやすく分析し、事業終了後概ね2か月後までに報告すること。
- ③部会に事務局として出席し、実施後概ね一週間で議事録を作成のうえ、電子データで提出すること。（参考：R6は2回、R7は1回）

3 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を指定された期日までに納品すること。

- (1) 業務完了報告書（委託業務の取組成果について評価すること）

成果物及び報告書は、年度途中での部分引き渡しができるものとする。

- (2) 部会議事録

- (3) 上記2（3）の成果品として、電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。

4 委託業務の著作権

- (1) 本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第 19 条第 4 項の規定による引渡しのあるときをもって受託者から委託者に移転するものとする。

- (2) 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。

ア 成果品の内容を公表すること。

イ 成果品を利用して委託者の業務を実施すること。

ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

- (3) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。

- (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県保健政策課の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

- (5) 受託者は、県保健政策課に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

- (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、委託者及び別途県保健政策課がアプリの運用及び保守業務に関して委託している株式会社フォアフロントテクノロジーと十分な調整を行うこと。

- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて、主体的に業務打合せを行うこと。

- (4) 業務の実施において物品等を調達する場合には、「高知県グリーン購入基本方針」（平成 13 年 4 月）に基づき、環境物品等の調達に努めること。

- (5) 委託期間に関わらず、今後、成果物のデータ行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。

- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県保健政策課と受託者による協議のうえ定めるものとする。

- (7) その他の条件は、企画提案書の内容及び県保健政策課と受託者の協議により定めた事項に基づくものとする。